

## 2021年度新入生対象 高等学校等就学支援金関連手続きについて (申請有無に関わらず、新入生全員手続きが必要です)

「高等学校等就学支援金」とは、家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒に「授業料」に充てる支援金を支給し(…返済は不要…)、家庭の教育費負担を軽減する制度として2010年度から始まった制度です。その後政権交代があり、全員に対して一律に支給するという制度発足当初からの大原則は2014年度に改定されました。この改定により、「支給される条件を満たしているのであれば、受給権者として指定された手順に則って申請しなければならない」面が強調されるに至りました。

条件を満たしていたとしても、受給権者が申請しなければ支援は受けられない制度ですから、殊に保護者の皆様におかれましては、制度の趣旨を十分にご理解のうえ、申請、書類の提出等、失念なさらぬようくれぐれもお気をつけくださいますようお願い申し上げます。

### I. 就学支援金が支給される収入基準

| 市区町村民税の課税標準額 × 6%<br>－ 市区町村民税の調整控除の額★ | 親権者の年収<br>(合計額)の目安★ | 支給ランク | 月額      | 年額<br>(月額×12) |
|---------------------------------------|---------------------|-------|---------|---------------|
| 154,500円未満                            | 590万円未満             | 加算あり  | 33,000円 | 396,000円      |
| 304,200円未満                            | 910万円未満             | 加算なし  | 9,900円  | 118,800円      |
| 304,200円以上                            | 910万円以上             | 支給なし  | —       | —             |

★保護者(親権者)の合算により判断されます。なお、住民税の課税地が政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じます。

★課税標準額は、勤務先から配付される住民税の「令和2年度特別徴収税額通知書」、または市区町村から郵送される住民税の「令和2年度税額決定納税通知書」、市区町村窓口で発行する「所得課税証明書」などで確認できます。

★年収の目安について、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人で構成される4人世帯を想定しています。

★2020(令和2)年1月1日時点で保護者等が海外に赴任していたため、住民税が課されていない世帯については、保護者の一方が海外赴任の場合、国内に在住する親権者が所得要件を満たしていれば、基本額(118,800円)のみ支給されます。双方海外赴任の場合も、基本額(118,800円)のみ支給となります。

### II. 申請の手続

申請しない方は、ログイン → 意向登録  
で手続き完了です。

#### 1. オンラインで申請する(インターネット環境を使用)

配布した「ログインID」「パスワード」で「e-Shien」<https://www.e-shien.mext.go.jp/>にログインし、学校のホームページ(「事務室より」)に掲載する利用マニュアルを参照しながら、登録を進めてください。

#### 2. マイナンバーを明らかにできる書類を事務室へ提出する(郵送可)

親権者全員分(親権者が両親ならば2名分)のマイナンバーカード裏面、または通知カード(住所氏名等が現状と変更がないもの、変更がある場合は別紙貼付台紙の記載事項をご確認ください)の写しのいずれかを、配布した専用台紙に貼付してください(☞マイナンバーが記載された住民票の写しを専用台紙に添付しても可)。

★郵送の場合は「特定記録郵便」や「レターパック」等、記録が残る方法で送ってください。

★事務室受付締切日は、**4月20日(火)**です。

\*千葉県への送付期限との兼ね合いがあるため、期限厳守をお願いします!

### III. 7月以降の手続

#### ◀2021年4月に申請し、認定された方▶

原則3年間手続は不要です。ただし以下のケースについては手続が必要です。

##### ◎保護者の変更や課税地の変更があった場合

「e-Shien」で変更の届出をしてから、事務室に連絡をしてください。必要に応じてマイナンバー写し貼付用の専用台紙をお渡しします。

#### ◀2021年4月段階では条件不適合で認定されなかったけれど7月以降は条件適合となるため申請する方▶ ◀2021年4月段階で条件適合であったにもかかわらず申請せず、7月以降も適合しているため申請する方▶

申請の日程、期限等については、千葉県より6~7月のスケジュールについて正式に連絡が入り次第、別途お知らせします。なお申請手順については、前項「II. 申請の手続」とおとりとなります(…⇒オンライン申請 & マイナンバー関連書類の送付)。

★. APPENDIX

手続きに関するお問い合わせは事務室まで  
TEL : 04-7174-3100  
Mail : kajimu@ow.shibaura-it.ac.jp

2021 年度

[2021 年 4 月]

《2021 年度から高校に入学されるすべての方》

Q. 令和 2 年度の市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4 を乗じます）が 304,200 円未満（保護者合算）ですか？

Yes



2021 年 4～6 月の 3 箇月間について、就学支援金が支給されますので、オンライン申請のうえ、**4 月 20 日（火）までに親権者全員の「マイナンバーを明らかにできる書類の写し」**を提出してください。

No



2021 年 4～6 月の 3 箇月間について、就学支援金は支給されませんので **4 月 20 日（火）までにオンライン「意向登録」**で申請しない旨を登録してください。

[2021 年 6～7 月]

《2021 年 4～6 月に就学支援金受給資格を認定された方》

申請時に提出されたマイナンバーをもとに受給資格認定が行われますので、原則的に手続は不要です。

《2021 年 4～6 月に就学支援金受給資格を認定されていない方》

Q. 令和 3 年度の市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4 を乗じます）が 304,200 円未満（保護者合算）ですか？

Yes



2021 年 7 月～2022 年 6 月の 12 箇月間について、就学支援金が支給されますので、今後別途指定される日までにオンライン申請のうえ、**親権者全員の「マイナンバーを明らかにできる書類の写し」**を提出してください。

No



2021 年 7 月～2022 年 6 月の 12 箇月間について、就学支援金は支給されませんので、今後別途指定される期日までに**オンライン「意向登録」**で申請しない旨を登録してください。

2022 年度

[2022 年 6～7 月]

《2021 年 7 月～2022 年 6 月に就学支援金受給資格を認定されていた方》

申請時に提出されたマイナンバーをもとに受給資格認定が行われますので、原則的に手続は不要です。

《2021 年 7 月～2022 年 6 月に就学支援金受給資格を認定されていない方》

Q. 新基準【令和 3 年度の市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4 を乗じます）】が 304,200 円未満（保護者合算）ですか？



2022 年 7 月～2023 年 6 月の 12 箇月間について、就学支援金が支給されますので、今後別途指定される日までに**オンライン申請のうえ、親権者全員の「マイナンバーを明らかにできる書類の写し」**を提出してください。

No



2022 年 7 月～2023 年 6 月の 12 箇月間について、就学支援金は支給されませんので、今後別途指定される期日までに**オンライン「意向登録」**で申請しない旨を登録してください。

- \* 申請は、義務ではなくあくまでも「権利の行使」です（≠権利の不行使により仮に権利者が不利益を被ることになったとしても、それは権利を行使しなかったことによる当然の帰結と受け止めていただくを得ません）。
- \* 申請、書類の提出がない場合、基本的に保護者の皆さんの年収等を把握していない学校としては、条件不適合もしくは権利放棄のため申請されないものと見做すしかありません（それ以上追及等する義務を負う立場にない）ことをあらかじめご承知おきください。
- \* 万が一先念によって期限までに申請や書類を提出されなかった場合、権利者の権利不行使による「**支給停止**」となります（**遡及支給等の救済措置はありません**）ので、くれぐれもご注意ください。